

厚生労働大臣が定める揭示事項

1.当院は、九州厚生局に届出をしている保険医療機関です。

2.入院基本料について

有床診療所入院基本料 2

当診療所には、看護職員が 4 人以上 7 人未満勤務しています。

3.厚生局へ届け出た事項

《基本診療料》

○有床診療所入院基本料 2

○電子的診療情報連携体制整備加算 3

○時間外対応体制加算 1

《特掲診療料》

○救急外来医学管理料 3

○院内トリアージ実施体制加算

○運動器リハビリテーション料(Ⅱ)

○CT 撮影および MRI 撮影

○酸素の購入単価

4.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にごその旨お申し出ください。

5.保険外負担に関する事項等

○オムツ代 M150 円 L200 円

○文書料 診断書（病院所定） 5,500 円 生命保険診断書 5,500 円

6.保険外併用療養費

長期収載品の選定療養について

後発医薬品がある先発医薬品（いわゆる長期収載品）について、患者様のご希望により先発医薬品を選択される場合、選定療養として特別の料金が発生する場合があります。特別の料金は、令和8年6月から先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。

医療上の必要があると医師が判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となる場合があります。

7.長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期処方、リフィル処方箋の交付いずれも対応可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

8.一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（有効成分の名称による処方）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

9.院内トリアージについて

当院では、夜間・休日・深夜の救急外来において、院内トリアージを実施しています。院内トリアージとは、来院された患者様の症状や状態を速やかに評価し、緊急度に応じて診療の優先順位を決定する仕組みです。このため、受付の順番と診療の順番が前後する場合がございます。重症度の高い患者様を優先的に診療するための取り組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

10.電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っております。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております。